

個人情報保護委員会（第292回）議事概要

- 1 日 時：令和6年6月26日（水）13：00～
- 2 場 所：個人情報保護委員会 委員会室
- 3 出席者：藤原委員長、小川委員、大島委員、浅井委員、清水委員、
加藤委員、梶田委員、高村委員、小笠原委員、
松元事務局長、三原事務局次長、山澄審議官、大槻審議官、
森川総務課長、吉屋参事官、香月参事官、小嶋参事官、
片岡参事官、澤田参事官

4 議事の概要

- (1) 議題1：いわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理（案）について
事務局から、資料に基づき説明を行った。

清水委員から「3点お伝えしたいことがある。1点目は、4ページの『このほか、必要となる規律』で始まる段落について、ここでは事業者側のニーズを記載していると思うが、この中の『実現可能性』が何を指すのか不明であるため、明確に書く必要があると思う。これが事業者側における対応可能性を指すのであれば、その前の『負担』に含めて読めるため、曖昧さから削除した方がよいと思う。2点目は、6ページの2段落目に『法で対処すべきかどうかも含め』と記載がある。委員会で個人関連情報について議論した際は、電話番号やメールアドレスなど、直接本人にコンタクトできる手段については、法律で規律することを念頭に置いて議論したと思う。他方で、それ以外の項目についてもそうだが、規律すべきとなったときに、法律なのか、ガイドラインなのか明確に書き分けていない。そのため、『法で対処すべきかどうかも含め』の文言は違和感があるため、削除すべきではないか。3点目は、23ページ4段落目の最後の2行に『透明性のある形で議論する場の設定に向けて、その具体的な在り方について検討する必要がある』と記載があるが、何の在り方のことを指しているか不明である。『透明性のある形で議論する場の設定に向けて検討する必要がある』と簡略化して記載した方がよいのではないか」という旨の発言があった。

藤原委員長から「頂いた3点の御意見について、事務局と調整したい。詳細は一任いただきたい。また、本案にも記載のとおり、課徴金制度、団体による差止請求制度、被害回復制度等は、事業者や個人に与える影響が大きく、今後とも一層の意見集約作業が必要な検討項目については、ステークホルダーとの議論の場を設けつつ、検討を進めたい」旨の発言があった。

なお、本議題については、資料、議事録及び議事概要について後日公表することになった。

- (2) 議題2：日EU相互認証の枠組みの拡大に向けた対応について

事務局から、資料に基づき報告を行った。

大島委員から「2019年に発効した日EU相互認証の枠組みは、日本側の事業者にとってメリットが大きく、昨年12月に事務局が公表した企業アンケートでも多大な利益をもたらしているとの声があった。日本に対するEUの十分性認定の対象範囲が学術研究分野・公的部門へ拡大すれば、日EU間の研究協力と規制協力を更に深化させ、日EU双方に更なる利益をもたらすとともに、本年1月に署名された日EU・EPA改正議定書によってもたらされる利益を補完し、強化することが期待される。欧州委員会ヨウロバー副委員長との会談で、EUによる日本への十分性認定の対象範囲の拡大に係る協議の着実な進展を確認し、関連手続を可能な限り早期に完了させるため、作業の加速に合意できたことは大変喜ばしい。EUとの協議が合意した暁には、英国による日本への十分性認定の対象範囲の拡大、その他の国・地域との相互認証の枠組みの構築も検討でき、そのいずれも多大な利益が想定される。事務局においては、今回の合意で生み出された早期妥結に向けたモメンタムを十分に活かし、可能な限り早期の発効に向けて、EU側とよく調整し、必要な作業が迅速に進むよう、しっかり取り組んでほしい」旨の発言があった。

藤原委員長から「今回、私が委員長に就任してから初の海外出張であった。欧州委員会ヨウロバー副委員長等と会談をした。私からヨウロバー副委員長に対して、EUによる日本への十分性認定の対象範囲を学術研究分野・公的部門に拡大する協議を、日本としては年内の完了を目指したい旨を伝えた。今回の訪問は、欧州データ保護監察機関(EDPS)の20周年記念のサミットの開催と重なったが、EDPS総裁、欧州データ保護会議(EDPB)議長とも一対一での対談の機会を持つことができ、対面で協議して人間関係を築くことの重要性を再確認した。個人情報保護の高い水準にある日本とEUが、日EU間のみならず、様々な国際的な場で協力関係を一層強化していくことを確認できた大変意義のある機会であった」旨の発言があった。

(3) 議題3：一般送配電事業者及び関係小売電気事業者等における顧客情報の不適切な取扱事案に対する個人情報の保護に関する法律に基づく行政上の対応について

事務局から、資料に基づき説明を行った。

清水委員から「当委員会は、東京電力グループ3社については、この度判明した託送業務システム以外のシステムからの個人データの漏えいに対して、改善措置を講ずるとともに、全社的総点検を実施することを指導することとした。事案の重大性を踏まえ、経営層が主体となり、徹底した総点検の実施をお願いしたい。一方、他の電力各社に関しては、本年3月の委員会において、各社が行った全社的総点検の結果を議題として、一定の取組を確認したところである。しかしながら、グループ内の複数の事業者が関係す

るシステムにおいては、設定上の問題などから、予測が困難な漏えいが生ずることもあることから、各社におかれでは、今後とも個人データの適正な取扱いに関して不断の点検に努めていただきたい」旨の発言があった。

小川委員から「東京電力に限らず、電力各社においては、大量の顧客個人データを取り扱っていると思うが、一たび、漏えい等の事態が生じた場合の社会的影響が極めて大きいことは明らかである。このため、普段から、個人データを正確かつ最新の内容に保つように努めるとともに、個人データの取扱いに関する責任者の設置や責任の明確化といった組織の整備などを通じて、安全管理措置を着実に実施することのできる体制を確保していってほしいと考える。社会的インフラを担う事業者としての責任をよく自覚し、万全の対応を期していただきたい」旨の発言があった。

なお、本議題については、事案の社会的な影響を勘案し、配布の公表資料と当該資料に係る議事録、議事概要の部分を準備が整い次第公表し、それ以外の資料と当該資料に係る議事録、議事概要の部分については非公表とすることとなった。

（4）議題4：監視・監督について

※内容について非公表

以上